

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	加藤 明良（自民）	小沢 雅仁（立憲）
幹 事	臼井 正一（自民）	梶原 大介（自民）	熊谷 裕人（立憲）
幹 事	片山 さつき（自民）	古庄 玄知（自民）	古賀 千景（立憲）
幹 事	小林 一大（自民）	田中 昌史（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹 事	佐藤 正久（自民）	中田 宏（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹 事	吉井 章（自民）	中西 祐介（自民）	窪田 哲也（公明）
幹 事	小西 洋之（立憲）	藤木 眞也（自民）	里見 隆治（公明）
幹 事	辻元 清美（立憲）	松川 るい（自民）	塩田 博昭（公明）
幹 事	西田 実仁（公明）	松下 新平（自民）	浅田 均（維教）
幹 事	片山 大介（維教）	山本 啓介（自民）	猪瀬 直樹（維教）
幹 事	大塚 耕平（民主）	山本 佐知子（自民）	柴田 巧（維教）
幹 事	山添 拓（共産）	和田 政宗（自民）	磯崎 哲史（民主）
	青山 繁晴（自民）	若林 洋平（自民）	仁比 聡平（共産）
	赤池 誠章（自民）	石川 大我（立憲）	山本 太郎（れ新）
	衛藤 晟一（自民）	打越 さく良（立憲）	高良 鉄美（沖縄）
（会期終了日 現在）			

（１）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方について」について1回、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について2回、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について1回、審査会を開会した。

また、本審査会付託の請願4種類82件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

5月8日、「憲法に対する考え方について」について委員相互間において意見の交換が行われ、大規模自然災害等に備えた迅速な緊急集会開会に向けたシミュレーション及び参議院BCPの検討の必要性、生成AIなどの選挙及び国民投票への影響についての議論の必要性、選挙実施困難事態及び繰延投票制度についての議論の必要性、憲法改正発議に向けて結論を出すべき時期を見据えた衆参憲法審査会の進め方、憲法議論に際しての日本国憲法の性質の定義の重要性、自民党総裁任期中の改憲に関する岸田総理の発言、憲法改正に優先すべき被災者支援における諸課題の解決、憲法改正権力・憲法尊重擁護義務・立憲

主義と憲法審査会の在り方、緊急事態条項及び自衛隊の憲法への明記についての審議の積み重ね、地方自治法改正案と憲法92条の趣旨、憲法への自衛隊の存在の明記の実現、自治体の人口規模に応じた地方自治の在り方、衆院東京15区補欠選挙における選挙の自由妨害、憲法改正発議と裏金問題、緊急集会の権能の明確化及び緊急時の立法府の在り方、人権後進国としての現状と憲法の保障する豊かな人権の実現、国民にとって不利益な部分についての憲法改正に関する考え方、札幌高裁判決を踏まえた婚姻の平等、国会法改正による緊急集会の機能強化等について、見解が述べられた。

5月15日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、川崎参議院法制局長及び憲法審査会事務局当局から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、あらゆる事態を想定したシミュレーションを通じた緊急集会の検討事項の洗い出し、緊急政令規定を含む法律の改正を通じた衆議院議員任期満了時の緊急集会による統制の明確化、参議院議員の参集が困難な事態を想定した一定要件の下でのオンライン出席等の制度創設の検討、広範な地域において70日を超えて選挙の適正な実施が困難な場合の緊急集会だけでの対処の困難性、緊急集会の審議の対象となる予算の種別、選挙権の制限を正当化する衆議院議員任期延長改憲論の不当性、制定趣旨を踏まえた緊急時の制度としての緊急集会、緊急集会制度と法の支配、70日の制約を取り払いフルスペックの国会の権限を行使可能な緊急集会についての議論の必要性、緊急集会の開催可能期間、選挙困難事態における緊急集会と繰延投票を基本とする国会機能維持、万が一の場合でも緊急集会を機能させるための参議院と内閣のBCP策定の必要性、国会議員の任期の特例を含む緊急事態条項の憲法への明記、緊急事態時の国家権力の行使も法の支配下に置く必要性、早期の総選挙実施に向けたインセンティブに係る緊急集会と衆議院議員任期延長の比較等について、見解が述べられた。

5月29日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、川崎参議院法制局長及び内閣府から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、衆議院議員任期満了時の緊急集会の可否に係る各会派の意見、危機の事態における国民の選択機会確保のための公職選挙法改正及び自治体選挙事務の改善、緊急集会の審議の対象となる予算の種別、緊急集会制度の限界、制度としての議員任期延長が確立していない前提での緊急集会における衆議院議員の身分復活に係る特別法制定の可否、災害対応のための地方自治体の人的・財政的体制の強化、参議院の権限の根幹に関わる問題についての衆議院憲法審査会での議論、緊急事態を理由とした憲法改正の必要性の有無、緊急集会において議員の発議できる議案の範囲、憲法54条2項の「国に緊急の必要があるとき」の範囲等緊急集会に関する論点整理の必要性、緊急集会の権能に関する改憲会派の主張の一貫性の欠如、衆議院憲法審査会における緊急集会制度の意味の不十分な理解、非常事態・緊急事態時の解散権の在り方等の議論の重要性、憲法改正条文案起草に関する憲法審査会長の指導力、緊急集会に関する各会派の見解等について、見解が述べられた。

6月12日、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、インターネット広告の規制に係る広告回数・広告費の広報協議会への報告の義務付け、国民投票運動等の支出上限の設定及び収支報告書の提出の必要性、

各種媒体を通じた有料CMに係る政党による自主規制ルール検討の必要性、国民投票運動の放送CMやインターネットCMを含むインターネット上の情報発信に関する自由と公正のバランスを踏まえた慎重な対応の必要性、民間機関との連携を含む広報協議会によるファクトチェック機能の検討、資金力の多寡が結果を左右しかねない現行国民投票法の根本的欠陥、憲法改正に先立つ国民投票に係る厳格なメディア規制、憲法96条1項の「過半数」の解釈、衆議院憲法審査会に付託されている国民投票法改正案の参議院送付後の取扱い、地方自治法改正案に規定された国の指示権の違憲性、広報協議会の発信する情報への容易なアクセスの検討、憲法本体の議論と国民投票に関わる議論の並行的実施、令和3年改正国民投票法附則4条2号の趣旨等について、見解が述べられた。

(2) 審査会経過

○令和6年4月10日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。

○令和6年5月8日(水) (第2回)

- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和6年5月15日(水) (第3回)

- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について川崎参議院法制局長及び憲法審査会事務局当局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和6年5月29日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について川崎参議院法制局長及び政府参考人から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和6年6月12日(水) (第5回)

- 憲法に対する考え方について(国民投票法等について)について憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和6年6月21日(金) (第6回)

- 請願第2号外81件を審査した。